



訪問介護の新たなステージへ

自立支援を核とする「老計第10号」改正のポイントと実践

平成30年度介護報酬改定に伴う、訪問介護のサービス区分見直しの点き、
平成30年度介護報酬改定に伴う、訪問介護のサービス区分見直しの要点を、
現場の実務に沿って分かりやすく解説します。

本資料の対象者：訪問介護員、サービス提供責任者、介護支援専門員の皆様

なぜ今、見直しが必要なのか？：平成30年度介護報酬改定の全体像

平成30年度改定の核心は「自立支援・重度化防止」

今回の見直しは、国が推進する「自立支援・重度化防止に資する訪問介護」を実現するための具体的な施策の一つです。



「身体介護」の定義が変わる：3つの柱を理解する

1.



利用者の身体に直接接触して行う介助サービス
(従来通り)

- ー 準備、後かたづけ等の一連の行為を含む。

2.



利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のために利用者と**共に行う**自立支援・重度化防止のためのサービス
(最重要変更点)

- ー ここが今回の改正の核心です。

3.



その他**専門的知識・技術**をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

- ー 疾病等に伴う特段の専門的配慮が求められる行為。

注目すべきは「利用者と共に行う」という視点。これにより、従来「生活援助」とされてきた行為も「身体介護」に該当するケースが生まれます。

サービスの哲学が変わる：「代行」から「協働」へ

生活援助（Life Assistance）

本人の代行的なサービス
(Proxy Service)



ヘルパーが利用者のために行う

利用者が自身で行うことが基本となる
行為を、ヘルパーが代わりに行う。

身体介護（Physical Care - 新定義）

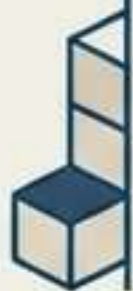
自立支援のための協働サービス
(Collaborative Service for Independence)



ヘルパーが利用者と**共に**行う

ADL・IADL・QOL向上を目的とし、
利用者の能力を最大限に引き出す。

自立支援・重度化防止



新設：「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」とは

定義

自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等

目的



利用者が持つ能力を活かし、できる限り自分で日常生活を送れるように支援する。



単なる見守りではなく、必要な時にすぐに介助できる状態が前提。



事故防止だけでなく、利用者の「できる」という意欲を引き出す。

この援助がケアプランに適切に位置付けられることで、身体介護として算定されます。

【具体例①】日常生活動作（ADL）における見守りの援助



排泄

- 利用者がベッドからポータブルトイレへ移乗する際の付き添いと、転倒防止のための必要に応じた介助。
- 認知症の方のリハビリパンツ交換を**見守り・声かけ**しながら、自分でできるよう支援。



入浴・更衣

- 転倒予防の声かけや気分の確認を含み、必要に応じて介助。自分でできる部分は見守る。



移動

- 転倒しないように**側に寄り添って歩く**。介助は必要な時だけ行い、常に見守る。



服薬

- 本人が適切に服薬できるよう、直接介助はせずに**側で見守り、服薬を促す**。

【具体例②】家事（IADL）における共同作業としての援助



掃除・整理整頓

- 利用者と一緒に、手助けや声かけ、見守りをしながら行う。安全確認や疲労の確認も含む。



ゴミ出し

- 分別が分からない利用者と一緒に分別し、ルールを理解・想起できるよう援助。



洗濯

- 一緒に洗濯物を干したりたたんだりすることで自立を促し、同時に転倒などを予防する。



ベッドメイク・衣類整理

- シーツ交換や衣類の整理・補修などを、利用者と一緒に行う。

【具体例③】調理・買い物・認知機能への働きかけ



調理

- 利用者と一緒に、手助けや声かけ、見守りをしながら調理、配膳、後片付けを行う。



買い物

- 車いす等で移動介助を行い店へ行き、本人が自ら品物を選ぶよう援助する。



調理

- 利用者と移動介助を行うかやかけ、見守りなした調膳、後片付けを行う。



認知機能への働きかけ

- 認知症の方と一緒に冷蔵庫の中を整理することで、生活歴の喚起を促す。

ひと目で分かる！「生活援助」と「身体介護」の境界線

サービス行為 (Service)	<u>生活援助として算定</u> ヘルパーが代行する場合	<u>身体介護として算定</u> 利用者と共に自立支援目的で行う場合
調理	一般的な調理	→ 利用者と一緒に <u>一緒</u> に行う調理（安全確認、声かけ含む）
掃除	居室内の清掃	→ 利用者と一緒に <u>一緒</u> に行う掃除（見守り、声かけ含む）
洗濯	洗濯物の取り入れと収納	→ 利用者と一緒に <u>一緒</u> に洗濯物をたたむ（自立支援、転倒予防）
ベッドメイク	利用者不在時のシーツ交換	→ 利用者と <u>一緒</u> に行うシーツ交換

重要：身体介護として算定するには、ケアプランに「**自立支援・重度化防止に資する**」という目的が明確に位置付けられている必要があります。

ケアプランへの反映：目的と根拠の明確化が必須に

「なぜ、その援助が身体介護なのか」をケアプランで説明する



目標設定 (Goal Setting)

利用者のADL・IADL・QOL向上のための具体的な目標を記載する。

例：「Aさんと一緒に調理を行うことで、調理手順の再確認を促し、自発的な食事準備の意欲を引き出す」



サービス内容の具体化 (Detailing the Service)

単に「調理」ではなく、「安全確認の声かけを行いながら、利用者主体で調理を行う」など、「**共に行う**」援助であることを明記する。



根拠の記載 (Stating the Rationale)

「この一連の行為が、利用者の自立支援・重度化防止に資するもの」であることを明確に位置づける。

「...利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの」

サービス提供記録のポイント：援助の質を「見える化」する

記録は、単なる作業報告から「自立支援のプロセス」の証明へ

NGな記録例 ✕

- 「掃除 30分」
- 「調理、食事介助」

これでは、生活援助との違いが分かりません。

OKな記録例 ✓

- 「ご本人の意欲に合わせ、一緒に掃除機かけを実施。安全に配慮し見守りつつ、疲労が見えたための声かけし休憩を促した。」
- 「ご本人と一緒に夕食の準備。野菜を切る工程を主体的に行っていただいた。安全確認のため側で見守った。」

具体的な声かけ、見守り、協働の様子を記録することが、質の高いケアの証明となり、適切な報酬算定に繋がります。

まとめ：自立支援を促す訪問介護への進化



1. 背景 (Background)

- 国の政策は「自立支援・重度化防止」が大きな柱。



2. 核心 (Core Change)

- 「身体介護」の定義が拡大。
「利用者と共に行う」援助が
身体介護として明確に位置付
けられた。



3. 実践 (In Practice)

- ケアプランに「**自立支援**」の
目的と根拠を明記する。
- サービス提供記録には、**協
働**のプロセスを具体的に記述
する。

この見直しは、訪問介護専門職の専門性をさらに発揮し、利用者の「その人らしい生活」を支えるための重要なツールです。日々の実践に活かしていきましょう。